

地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書

将来にわたっての「人口減少問題の克服」と「成長力の確保」の実現のためには、総合戦略の政策パッケージを拡充強化し、「地方創生の深化」に取り組むことが必要である。

政府は本年6月30日、平成28年度予算に盛り込む地方創生関連施策の指針となる「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」を閣議決定した。また、全国の自治体は「地方版総合戦略」の策定及びそれに基づく取り組みを始めている。

今後は、国が全国の自治体の「地方版総合戦略」に基づく地方発の取り組みを支援するため、地方財政措置における「まち・ひと・しごと創生事業費」や来年度に創設される新型交付金など、今後5年間にわたる継続的な支援とその財源の確保を行うことが重要となる。

そこで政府においては、地方創生の深化に向けた支援として、下記の事項について実現するよう強く要請する。

記

- 1 地方財政措置における「まち・ひと・しごと創生事業費」と各府省の地方創生関連事業・補助金、さらには新型交付金の役割分担を明確にするとともに必要な財源を確保すること。
- 2 本年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費（1兆円）」については、地方創生に係る各自治体の取り組みのベースとなるものであるから、少なくとも5年間は維持継続すること。
- 3 来年度に創設される新型交付金については、平成26年度補正予算に盛り込まれた「地方創生先行型交付金」以上の額を確保するとともに、例えば地方創生のための人材の確保や施設整備などハード事業等にも活用できるなど、地方にとって使い勝手のよいものにすること。
- 4 新型交付金事業に係る地元負担が生じる場合は、適切な地方財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月18日

沼津市議会